

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目的1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の保険料免除等制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

育児休業制度に関するパンフレットを継続して職員に周知する。

目的2：産前産後休暇・育児休業取得予定もしくは休業中、職場復帰後の職員が諸制度について相談できる体制を整備する。

<対策>

産前産後、育児休業の諸制度に関する相談窓口担当者が継続して職員にたいして説明を行う。